

これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（第8回）

参考資料 1 基本データ集

1. 職業実践専門課程について	1
2. 社会人の学び直しについて	24

専門学校における職業教育の充実 「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度

平成23年 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
⇒ 新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討。

平成25年7月 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

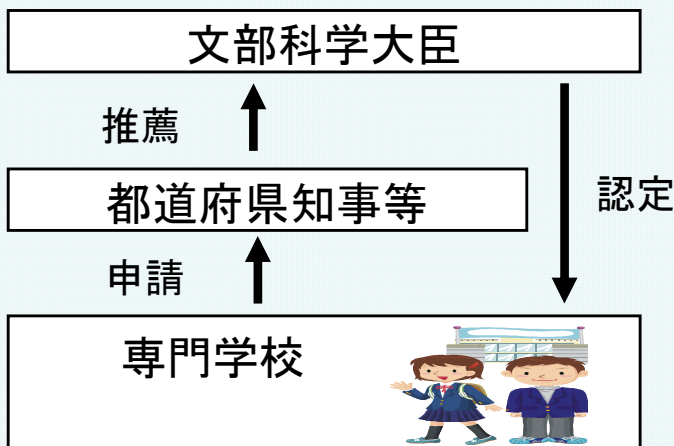
先導的試行としての「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度を創設

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。

平成25年8月 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

平成26年3月31日 「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート

認定要件等



- 認定要件 -

- 修業年限が2年以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 総授業時数が1700時間以上または総単位数が62単位以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

企業等との
「組織的連携」

取組の
「見える化」

「職業実践専門課程」の認定状況

職業実践専門課程の認定学科数は、全専門学校(修業年限2年以上)の約36%。

No.	都道府県	認定学校数	認定学科数
1	北海道	59	156
2	青森県	3	4
3	岩手県	8	29
4	宮城県	23	113
5	秋田県	1	5
6	山形県	3	9
7	福島県	7	46
8	茨城県	14	31
9	栃木県	11	25
10	群馬県	23	43
11	埼玉県	24	50
12	千葉県	21	38
13	東京都	118	438
14	神奈川県	43	94
15	新潟県	31	141
16	富山県	2	8
17	石川県	10	21
18	福井県	6	16
19	山梨県	3	4
20	長野県	14	33
21	岐阜県	6	10
22	静岡県	27	62
23	愛知県	44	171
24	三重県	1	1

No.	都道府県	認定学校数	認定学科数
25	滋賀県	—	—
26	京都府	22	58
27	大阪府	89	305
28	兵庫県	20	61
29	奈良県	2	6
30	和歌山県	2	6
31	鳥取県	1	1
32	島根県	6	13
33	岡山県	15	45
34	広島県	22	58
35	山口県	10	26
36	徳島県	5	15
37	香川県	10	32
38	愛媛県	12	39
39	高知県	5	20
40	福岡県	55	180
41	佐賀県	1	1
42	長崎県	5	13
43	熊本県	13	40
44	大分県	12	16
45	宮崎県	8	19
46	鹿児島県	3	6
47	沖縄県	13	32
合計		833	2,540

(平成28年2月19日現在)

【認定状況】

	学校数	学科数
H25年度	467	1,364
H26年度	295	675
H27年度	272	501
合計	833(29.5%)	2,540(36.2%)

※ () 内の数字は全専門学校(2,823校)、修業年限2年以上の全学科数(7,023学科)に占める割合。

なお、全学科数(8,198学科)に占める割合は、31%である。

※合計欄の学校数・学科数は、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消等により、単純合計となっていない。

※取消件数：2校8学科(H26.8.29), 1校1学科(H27.2.17), 3校3学科(H28.2.19)(うち2校2学科は課程廃止による)

【分野の別】

分野	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福祉	商業 実務	服飾・ 家政	文化・ 教養	計
合計	570	11	449	244	218	469	94	485	2,540

平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

有識者会議において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定**【目的】**

プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の下記課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている

①実務家教員や実務家による授業

(専攻分野における概ね5年以上の実務経験)

②双方向若しくは多方向に行われる討論

(課題発見・解決型学修、ワークショップ等)

③実地での体験活動

(インターンシップ、留学や現地調査等)

④企業等と連携した授業

(企業等とのフィールドワーク等)

- 受講者の成績評価を実施
- 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)

認定により、①社会人の学び直す選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進※大学等からプログラムの公募を行い、平成27年12月に制度創設後初めて、**123課程を認定**

(今後、毎年公募を行う予定)

職業実践専門課程の効果

効果その1

学校運営等の組織的改善

効果その2

教職員の意識改革

効果その3

派遣講師の資質能力

効果その4

学生の実践力の向上

効果その5

業界ニーズの反映

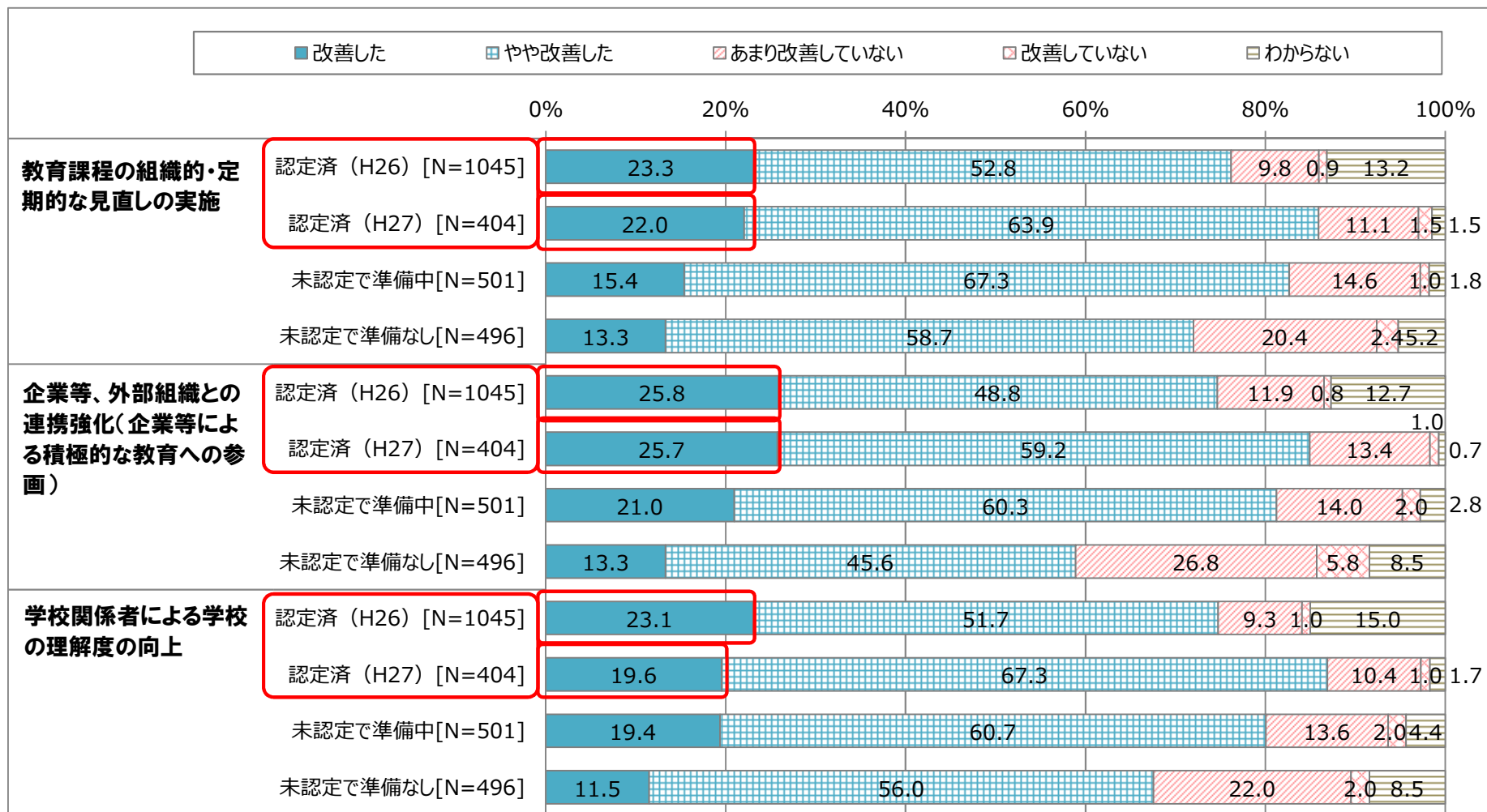
効果その6

教育内容の充実

効果その1 - 学校運営等の組織的な改善 -

■認定を受けている学科ほど、学校運営・教育活動等の**組織的な改善**につながっている。

図表 平成26年4月以降の改善状況（認定有無・時期別）

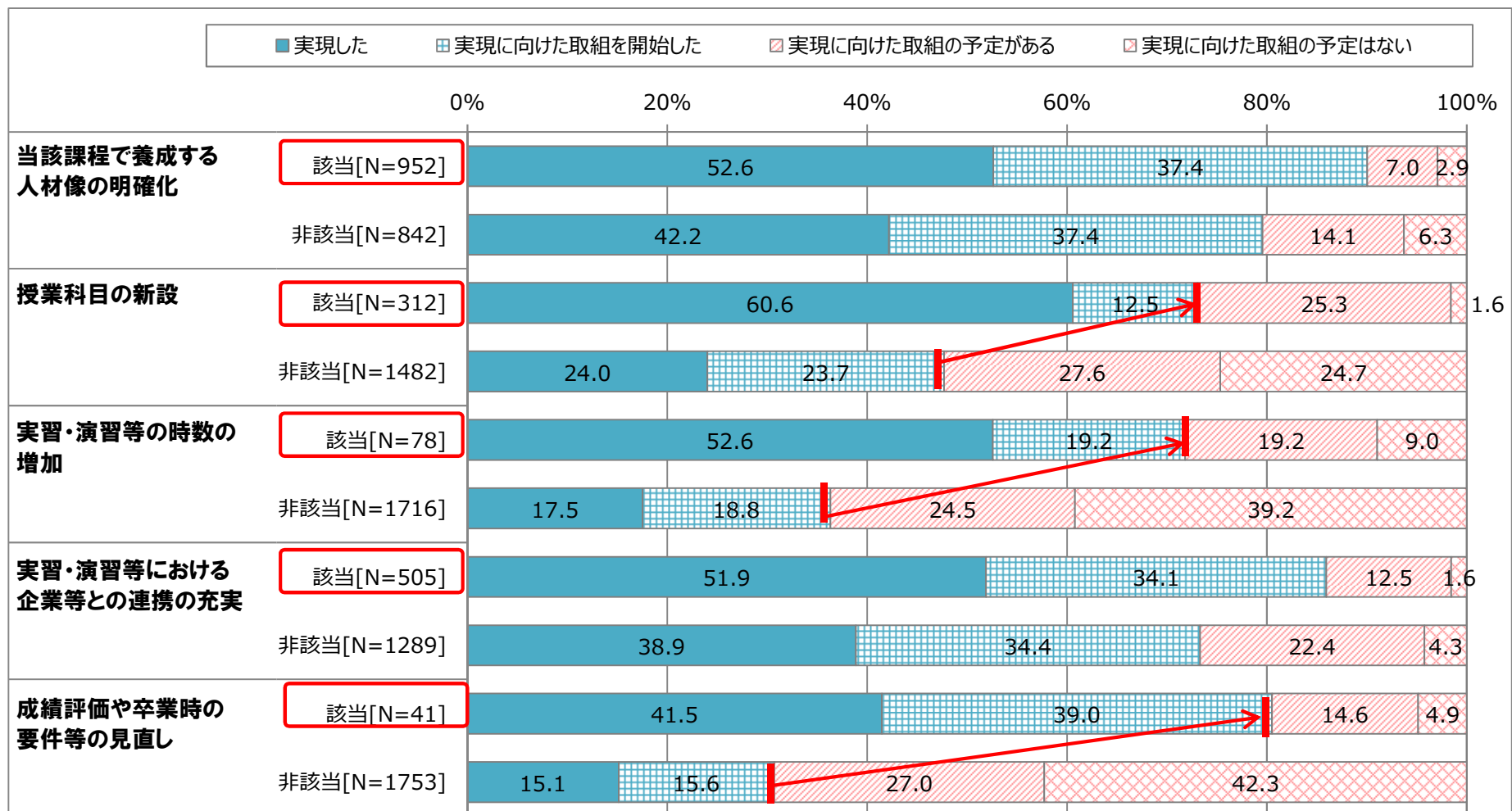


※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

教育課程の見直し状況 ～企業等と連携した教育課程の編成状況～

■教育課程編成委員会で審議にあてた時間が多い項目ほど実現している。

図表 教育課程編成に係る平成26年4月以降の実現状況（審議にあてた時間別）



●「該当」「非該当」
⇒当該項目を「教育課程編成委員会等で審議にあてた時間が多いもの上位5つまで」の一つとして回答した学科、「非該当」は上位5つとしては選ばなかった学科の回答

教育活動等の改善状況 ～学校関係者評価を踏まえた改善状況～

■学校関係者評価委員会の開催回数が多いほど、改善状況が優れている。

開催回数が2回以上の学科と、学校関係者評価委員会を実施しておらず実施の予定もない学科で、改善状況の差分をみると、以下の項目で10pt以上の差がみられた。

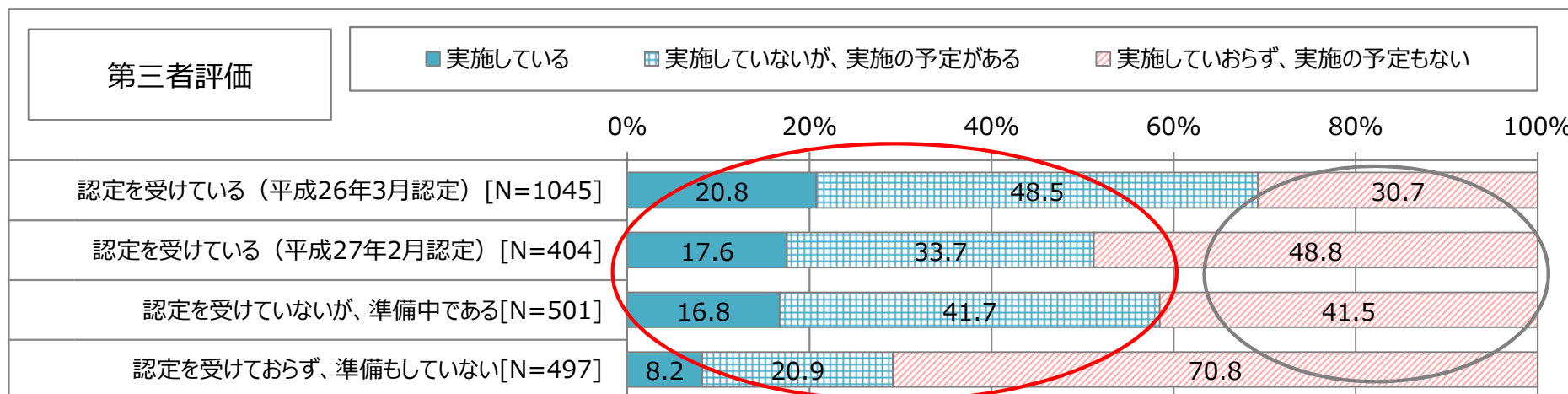
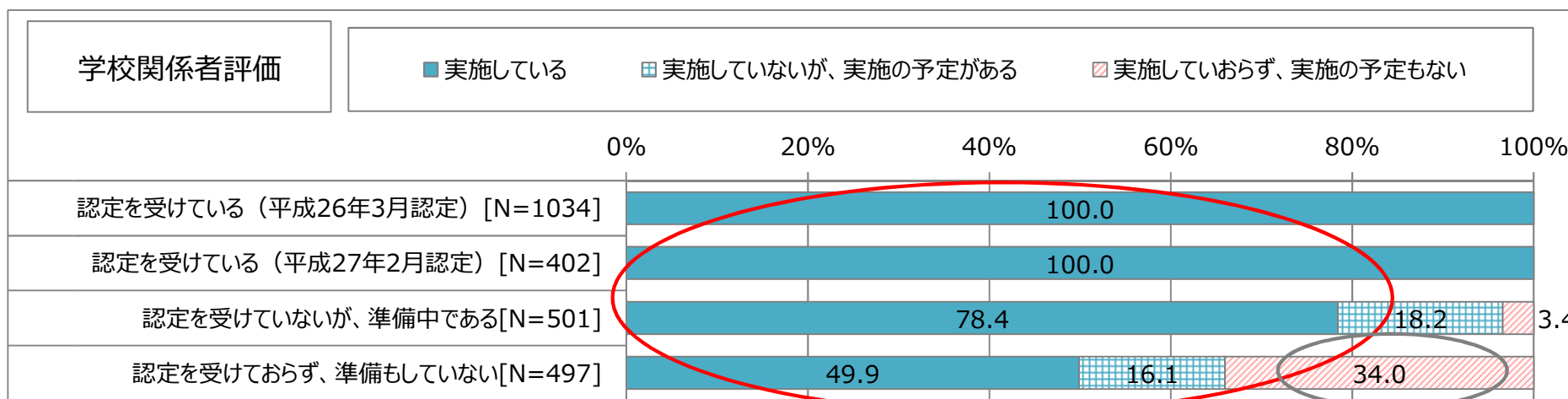
- 企業等、外部組織との連携強化（企業等による積極的な教育への参画）（23.8pt）
- 学校関係者による学校の理解度の向上（20.2pt）
- 教育課程の組織的・定期的な見直し（16.0pt）
- 情報提供による学外関係者による学校の理解度の向上（14.4pt）
- 学内組織の組織的・定期的な見直し（12.5pt）
- 生徒の学習意欲の向上（11.7pt）
- 実践的・専門的な知識等の学校運営への反映（11.7pt）
- 就職先となる（なりうる）企業・業界からの評価（11.3pt）
- 教職員のコンプライアンスやアカウンタビリティに関する意識の向上（10.8pt）

学校評価の実施状況 ～学校関係者評価・第三者評価～

■学校関係者評価（法令上は努力義務）が広がりを見せるとともに、第三者評価についても、認定学科及び認定準備中の学科が5割以上を占める。

⇒ 質保証に積極的に取り組む学科とその他の学科との**二極化傾向**。

図表 学校評価の実施状況（認定有無・時期別）

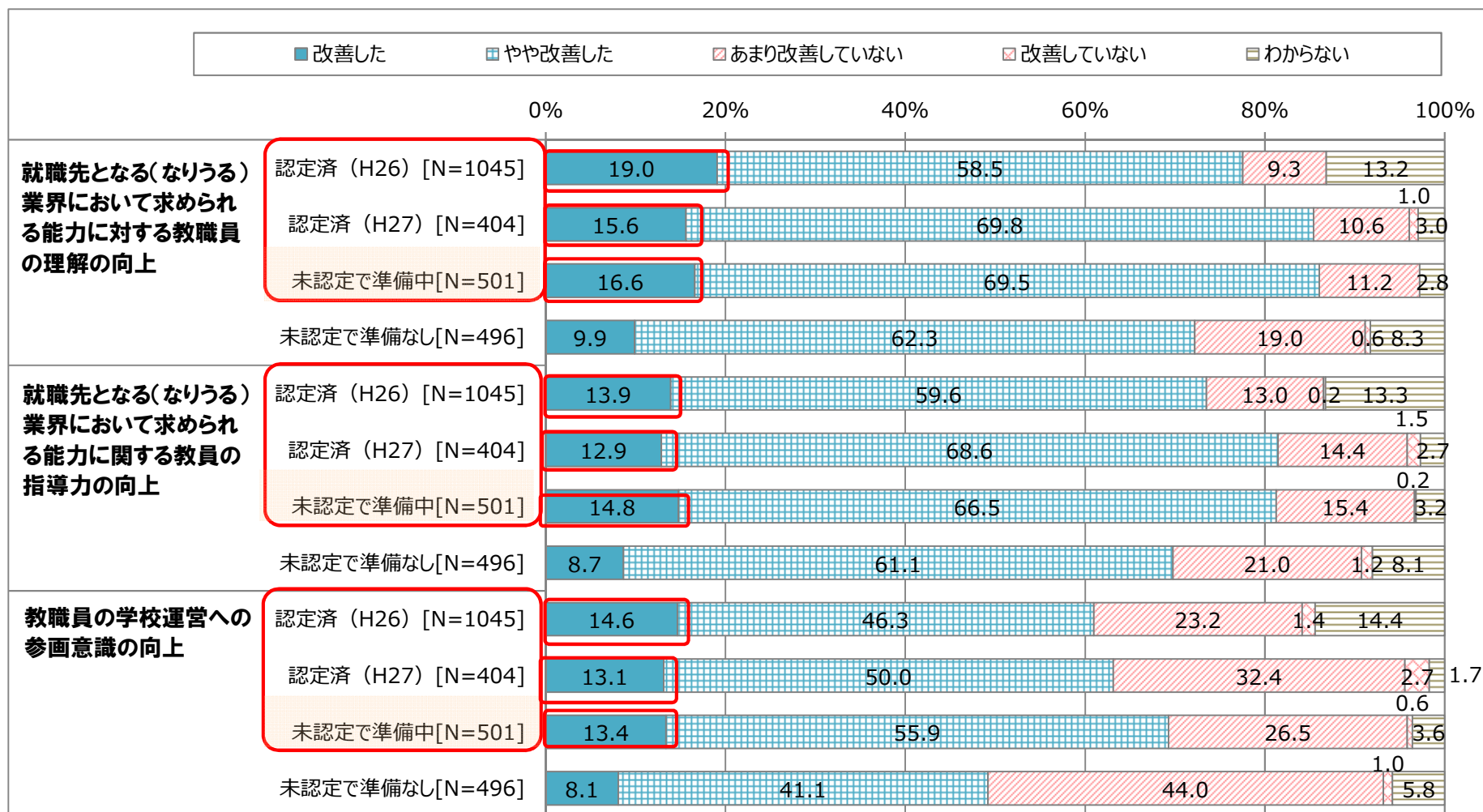


※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

効果その2 – 教職員の意識改革 –

■ 認定に向けた取組自体が、**教職員の意識と指導力向上**につながっている。

図表 平成26年4月以降の改善状況（認定有無・時期別）

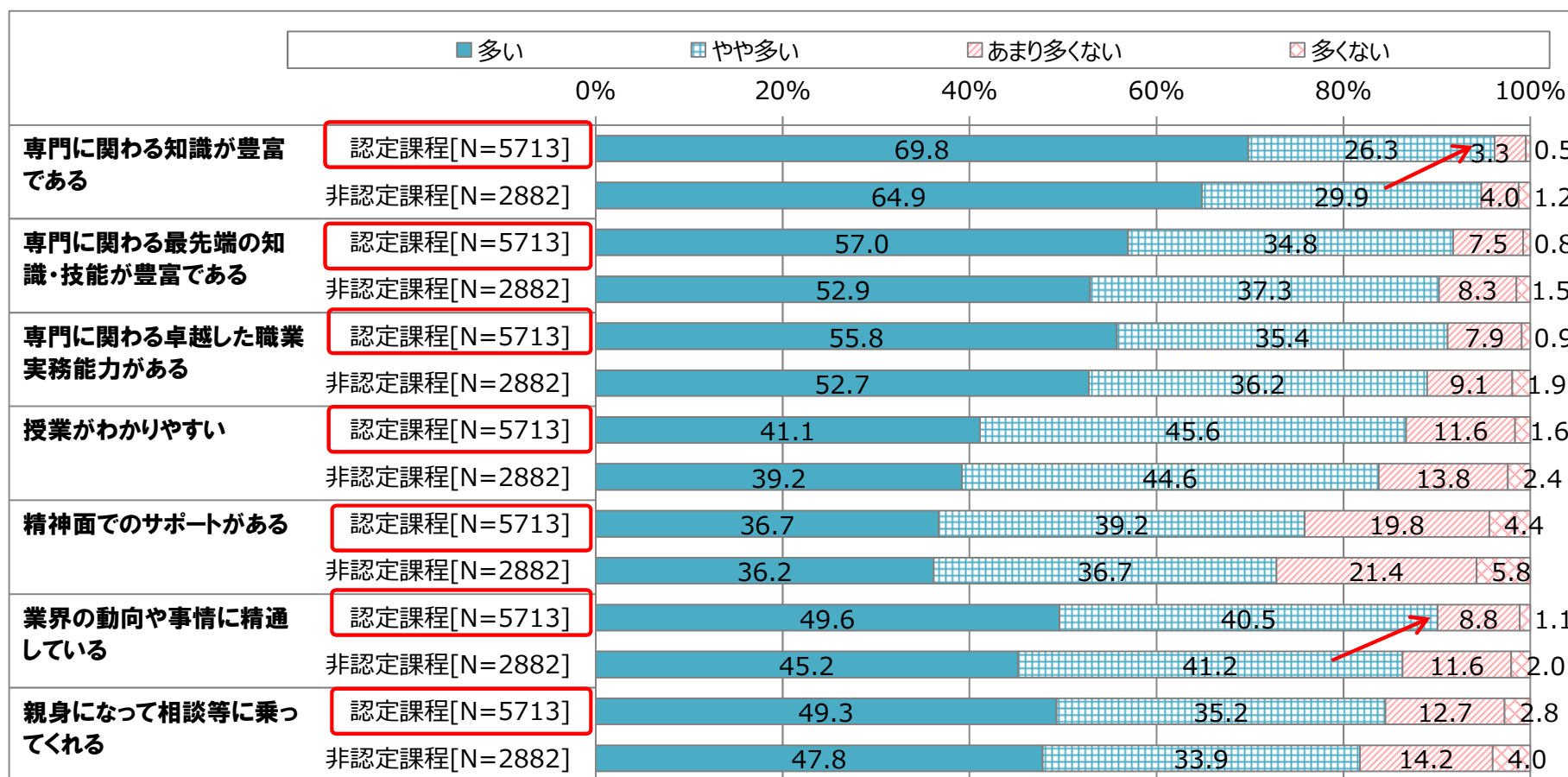


※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

効果その3 - 派遣講師の資質能力 -

■ 認定学科の学生のほうが、当該校に優れた派遣講師が多いと感じている

図表 所属学校での企業等からの派遣講師の割合（認定有無別）
- 学生による教員の評価 -

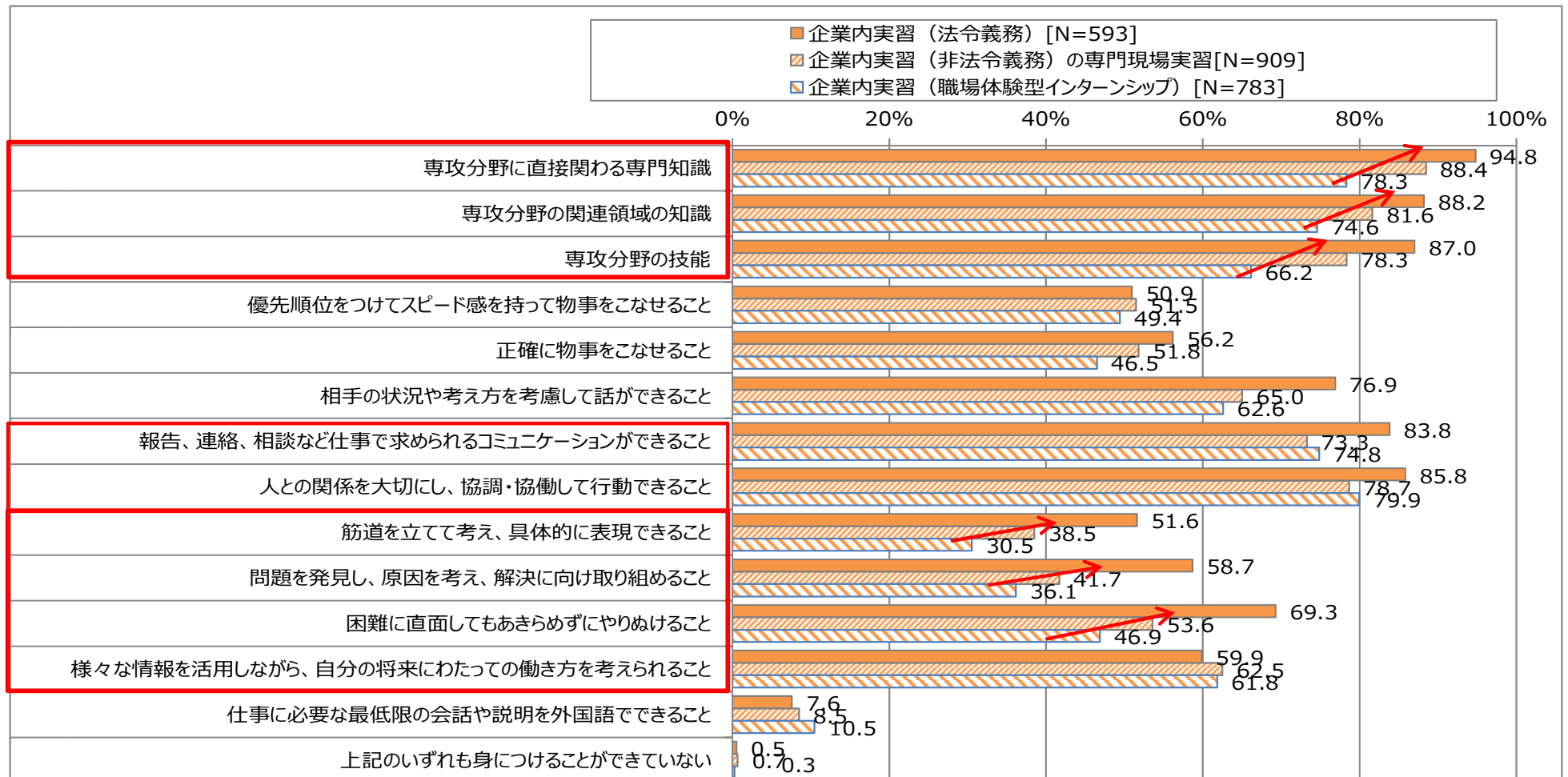


効果その4 - 学生の実践力の向上 -

H27実態アンケート

■ 全般的な傾向として、**企業内実習**により、「**専門性**」と「**コミュニケーション**」関係能力の習得に効果（特に、法令義務の企業内実習）。加えて、「**仕事に対する意識付け**」等にも効果。

図表 企業内実習により、以前に比べ生徒が身につけられたこと（企業内実習種別）

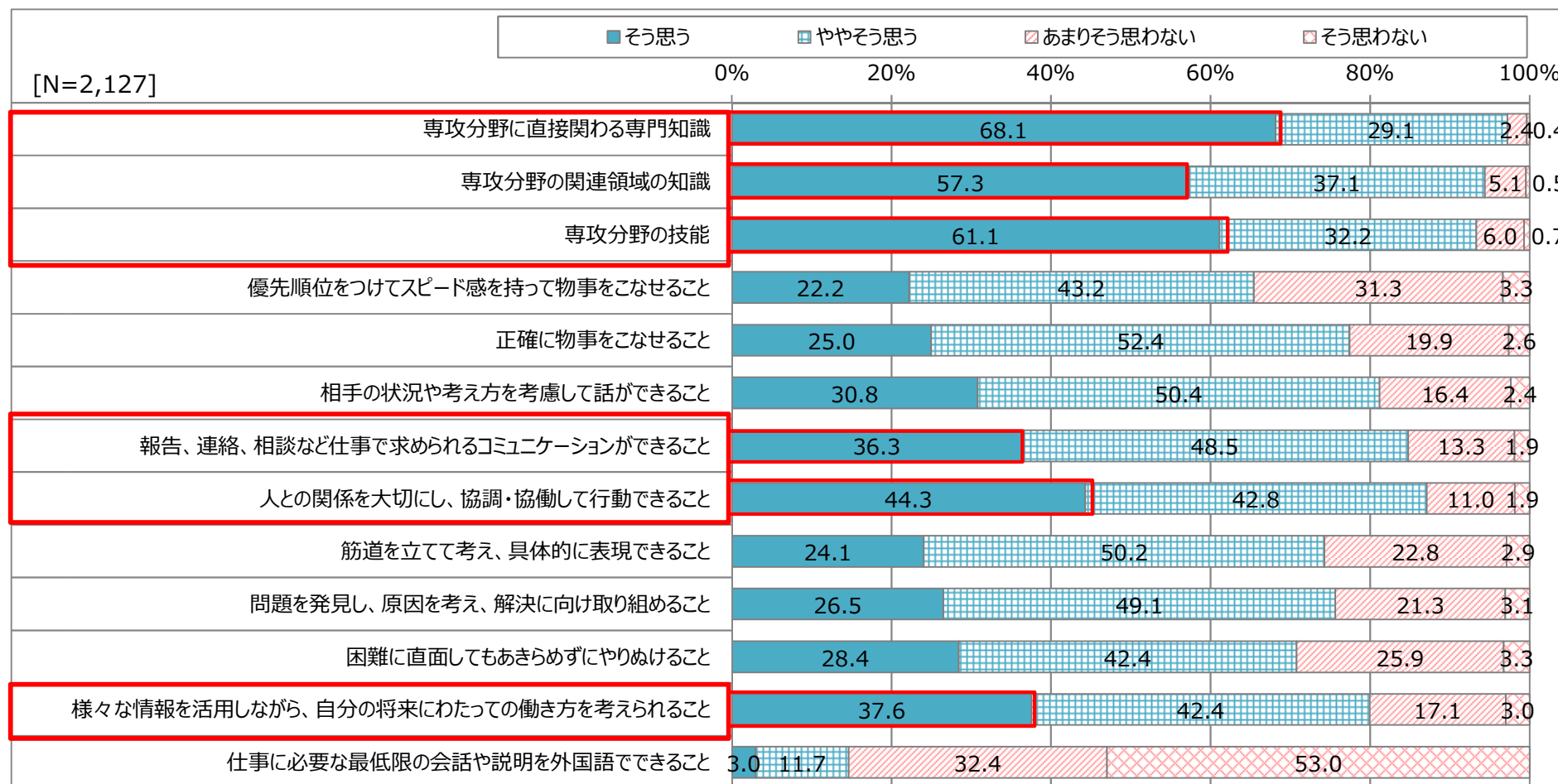


※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

学校による在学生評価 ～企業等と連携した学内実習・演習による効果～

- 企業等と連携した**学内実習・演習**においても、企業内実習と同様の傾向。
「専門性」「コミュニケーション」「仕事に対する意識付け」等に効果。

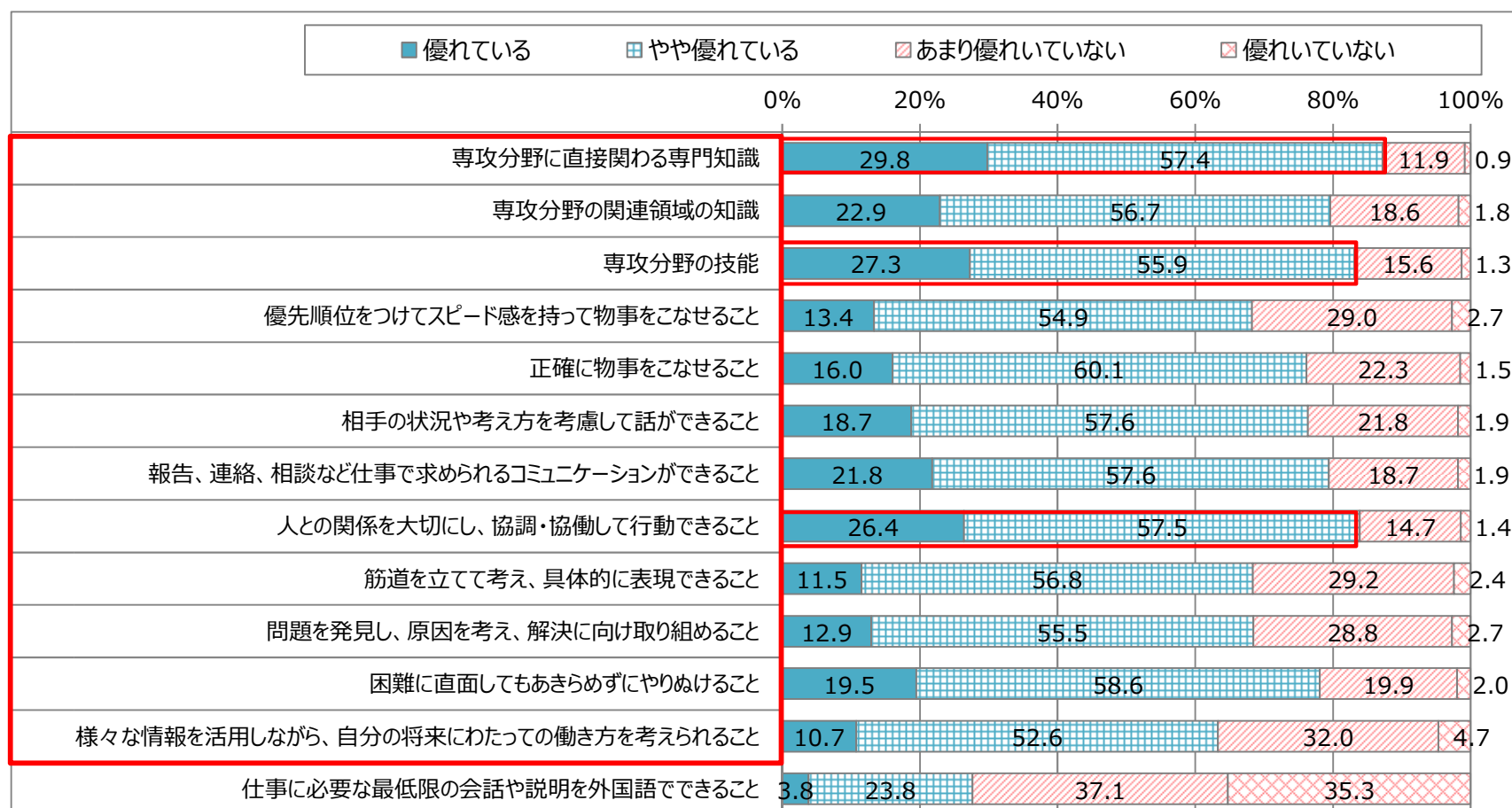
図表 企業等と連携した学内実習・演習により、以前に比べ生徒が身につけられたこと



企業による卒業生評価 ～連携学科の卒業生が身につけている知識・技能等～

■多くの企業は、連携学科の卒業生は他の専門学校卒業生に比べ、多くの項目で、連携学科の卒業生のほうが優れていると認識。

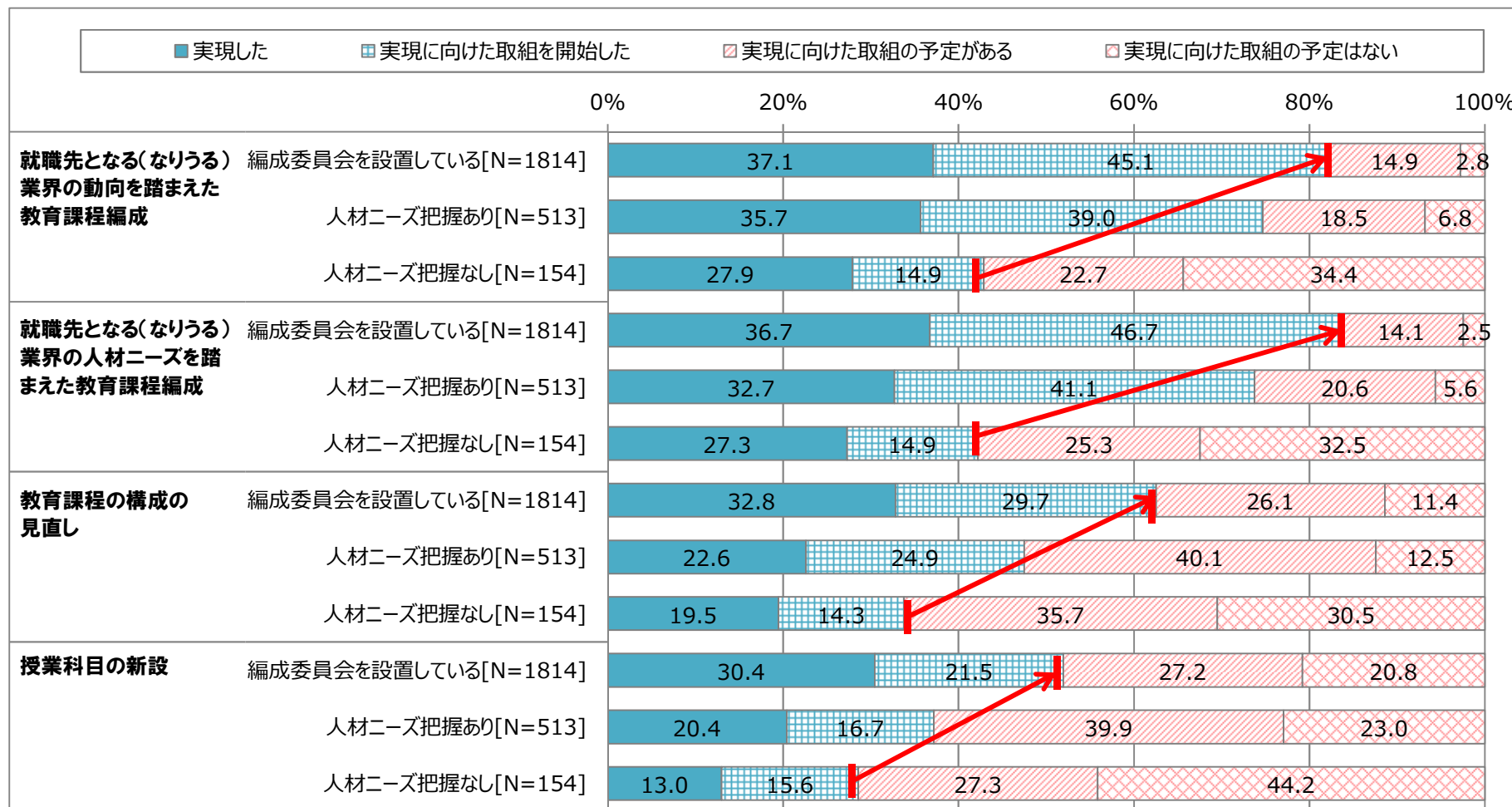
図表 連携学科の卒業生（認定前に同課程を卒業した者も含む）と他の専門学校卒業生との比較



効果その5 - 業界ニーズの反映 -

■ 教育課程編成委員会を設置している学科ほど、**就職先となる業界の動向・ニーズと直結したカリキュラム編成等**が実現。

図表 平成26年4月以降の取組状況（教育課程編成における企業等との連携体制別）



● 編成委員会を設置している
⇒「①認定要件を満たす企業等が参画する教育課程編成委員会等を設置している」

● 人材ニーズ把握あり
⇒「②認定要件を満たさないが、企業等担当者が参画する委員会等を設置している」又は「③委員会は設置していないが、組織として企業の人材ニーズ等を把握している」又は「④委員会は設置していないが、個々の教職員経由で人材ニーズ等を把握している」

● 人材ニーズ把握なし
⇒「①～④の連携を行っていない」

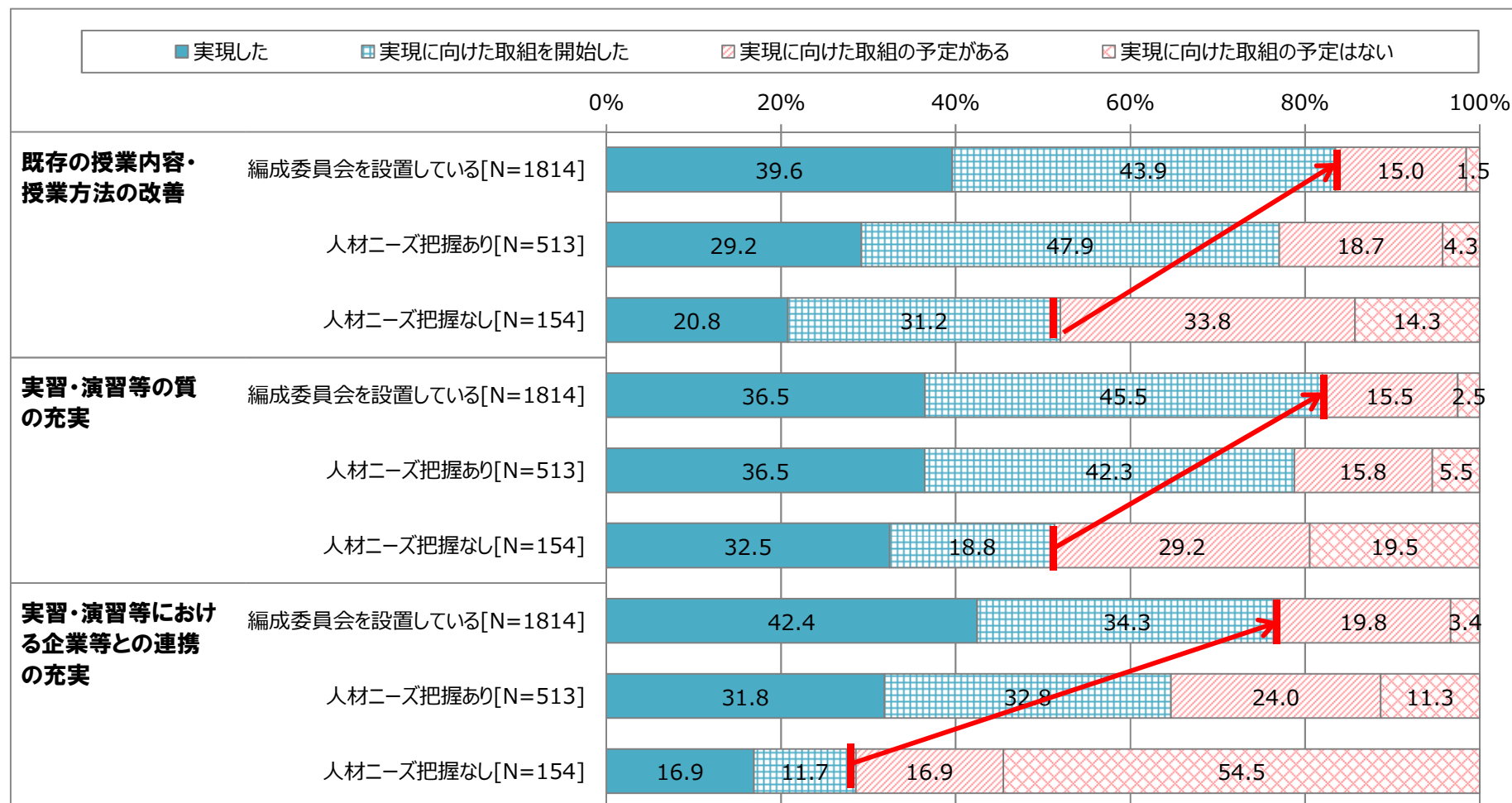
※次頁も同様

効果その6 – 教育内容の充実 –

H27実態アンケート

■ 教育課程編成委員会を設置している学科ほど、**実習・演習等の授業内容について企業との連携や質の充実**につながっている。

図表 平成26年4月以降の取組状況（教育課程編成における企業等との連携体制別）



職業実践専門課程の課題

課題その1

取組の意義等の理解共有

課題その2

「認定後」の取組充実

課題その3

質の向上・実態調査

課題その4

社会人向けの講座開設

課題 1 – 取組の意義等の理解共有 –

■ 外部の協力確保と調整等の事務負担を課題と考える学科が多い（特に学校関係者評価委員会の設置・運営にあたり、高等学校の委員の確保を挙げる学科が多い）。

➤ **取組の意義等について関係者の理解共有を図ることが必要**

図表 認定学科における各要件に係る実施上の課題認識

項目	教育課程 編成 委員会等	企業内 実習	企業と連 携した学 内での実 習・演習	教員研修	学校関係 者評価 委員会
協力の得られる企業等の (委員の)確保	18.6%	19.2%	<u>23.7%</u>	19.7%	15.2%
協力の得られる業界団体 の委員の確保	<u>34.1%</u>	-	-	-	<u>26.9%</u>
協力の得られる高等学校 の委員の確保	-	-	-	-	<u>38.9%</u>
日程調整等の事務業務 ／企業等との連絡・調整	<u>30.3%</u>	17.7%	17.1%	16.3%	16.9%

※太字下線は20%以上のもの

※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

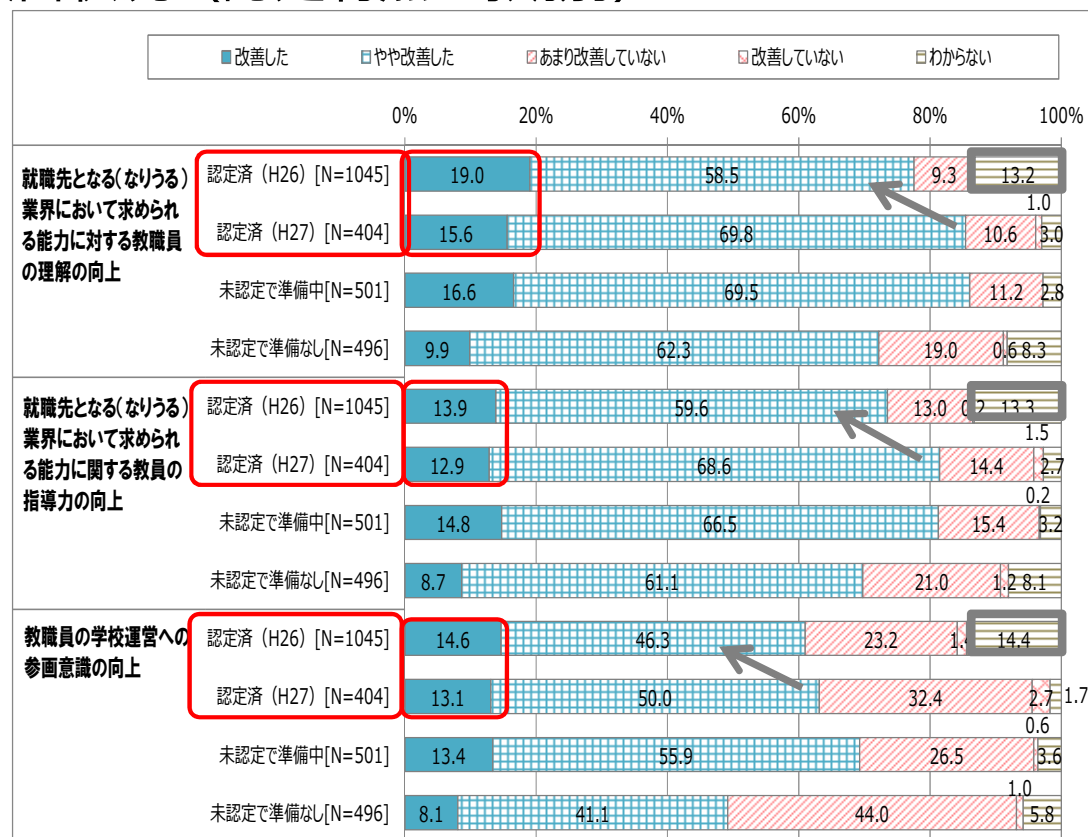
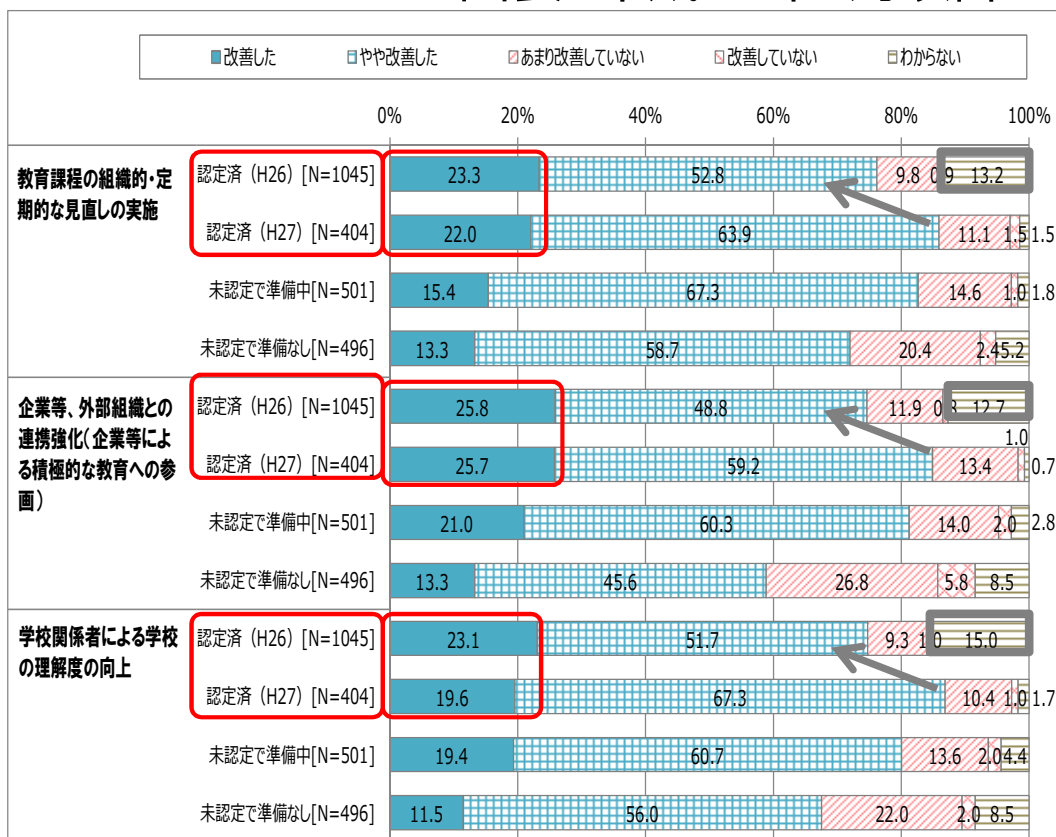
課題 2 – 「認定後」の取組充実 –

■認定後年数が経過している学科ほど、効果を積極的に実感する学科割合が多い一方、効果実感は全般的には低い傾向（＝「やや改善した」が少なく、「わからない」が多い）。

➤ 認定後においても、取組・改善を充実させていくことが重要

（「改善した」と回答している学科は、そのような改善を積極的に行っている学科と考えられる）

図表 平成26年4月以降の改善状況（認定有無・時期別）



課題3 - 質の向上・実態把握 -

■ 企業等が考える連携の目的と実際の効果認識の差の大きな項目として、「企業等が求める知識・技能等を身につけられる教育の実現」等が挙げられた。

➤ 取組の質の向上が重要であるとともに、効果確認のためには時間を要することから、継続的な実態把握が必要。

図表 各要件に係る企業が考える連携の目的と実際の効果認識の差

項目	教育課程編成委員会等	企業内実習	企業と連携した学内での実習・演習	教員研修	学校関係者評価委員会
企業等が求める知識・技能等を身につけられる教育／教育課程編成／教員養成／学校運営の実現	37.9%	24.0%	31.1%	21.5%	36.3%
企業等が求める知識・技能等を身につけた卒業生の採用	34.9%	16.8%	25.5%	17.8%	32.3%
連携する専門学校とのネットワーク強化	14.5%	11.3%	12.6%	14.7%	14.6%
他の委員等とのつながり等、社外ネットワークの構築・強化	5.4%	—	—	—	10.5%
連携する専門学校の教育活動への寄与	13.1%	17.9%	13.0%	16.6%	17.3%
業界全体の発展への寄与	34.9%	26.2%	22.6%	28.9%	29.4%
地域社会への貢献	26.8%	21.5%	19.9%	17.8%	25.4%
生徒を指導／講師を経験させること等による自社社員等の育成	—	15.4%	6.7%	9.2%	—
生徒によるアイデアの自社等事業への活用	—	7.3%	7.0%	—	—

※数値は、連携等の目的として「重視している」の回答割合と、その効果について「効果があった」の回答割合の差。太字下線は各要件における上位3項目

※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

課題4 - 社会人向けの講座開設 -

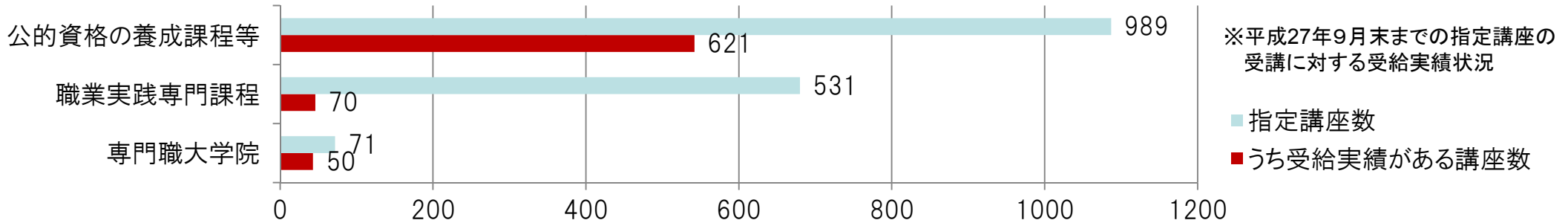
■ 専門実践教育訓練給付金制度における職業実践専門課程の活用状況については、平成27年9月末までの指定講座(531講座)の受講のうち、受給実績は70講座(13.2%)と低調(平成28年3月末現在)。

なお、平成28年4月1日現在の専門実践教育訓練給付金制度における指定講座は、2,092講座となっている。

- (内訳) ・公的資格の養成課程等 : 1,230講座
- ・職業実践専門課程 : 760講座
- ・専門職大学院 : 79講座
- ・職業実践力育成プログラム : 23講座

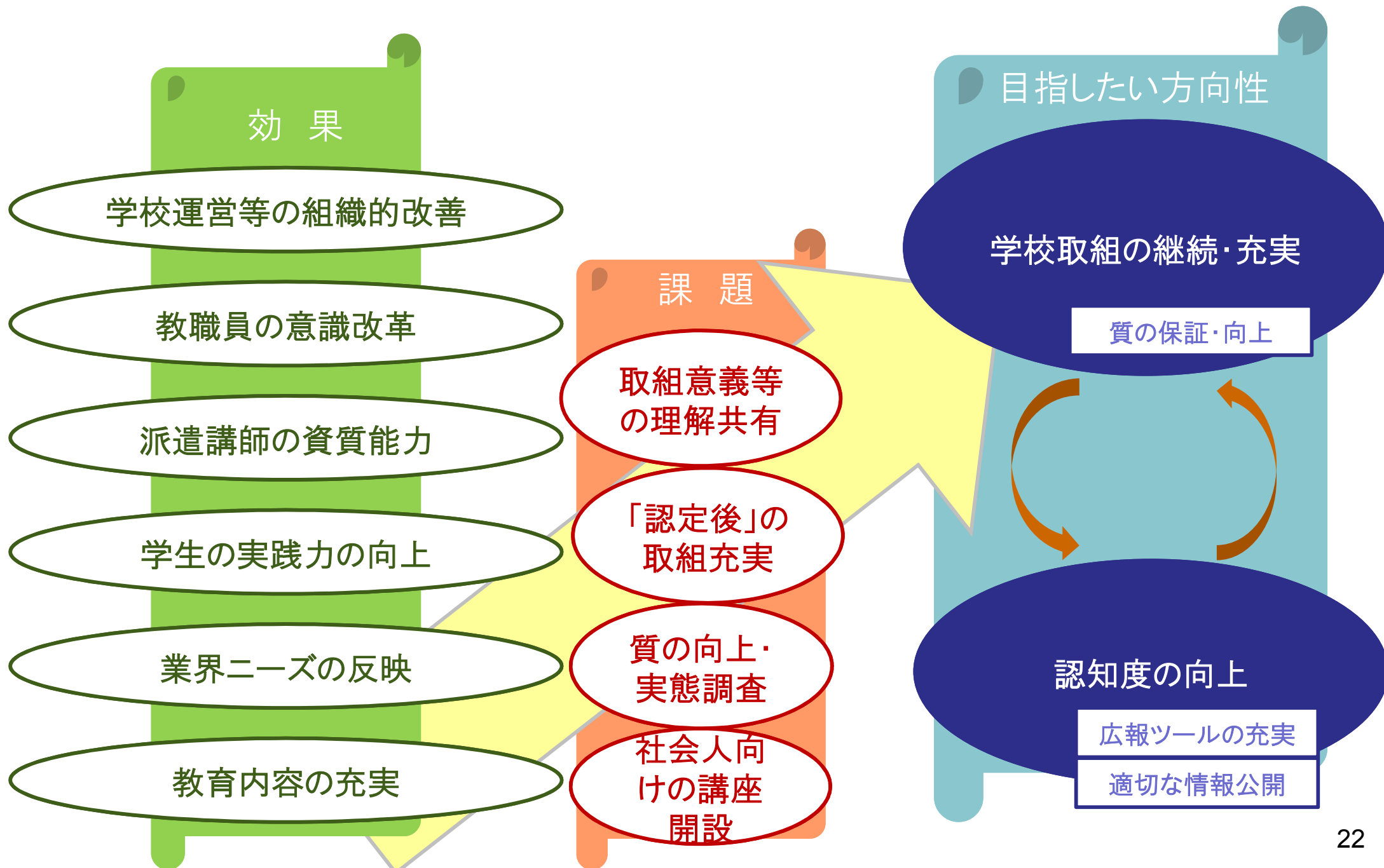
➤ 夜間課程や土日課程の開設等の促進など、社会人（在職中の労働者）が受講しやすい工夫をすることが効果的と考えられる。

専門実践教育訓練給付金制度における受給状況（平成28年3月末時点）



	指定講座数							
		うち昼間課程		うち夜間課程		うち土日課程		
			うち受給実績がある講座数(割合)		うち受給実績がある講座数(割合)		うち受給実績がある講座数(割合)	
公的資格の養成課程等	989	835	488 (58.4%)	118	108 (91.5%)	10	8 (80.0%)	
職業実践専門課程	531	526	66 (12.5%)	5	4 (80.0%)	0	0 (0%)	
専門職大学院	71	42	22(52.4%)	28	27 (96.4%)	42	38 (90.5%)	
計	1,591	1,403	576 (41.1%)	151	139(92.1%)	52	46 (88.5%)	

今後に向けて



【関連】専門実践教育訓練給付金の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大4年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の40%(上限年間32万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の50%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成30年度末までの暫定措置)

専門実践教育訓練の指定講座について

全指定講座数:2, 243講座(平成28年10月1日時点)

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程
講座数) 1, 290講座
例)看護師、介護福祉士 等

②専修学校の職業実践専門課程
講座数) 830講座
例)商業実務、経理・簿記 等

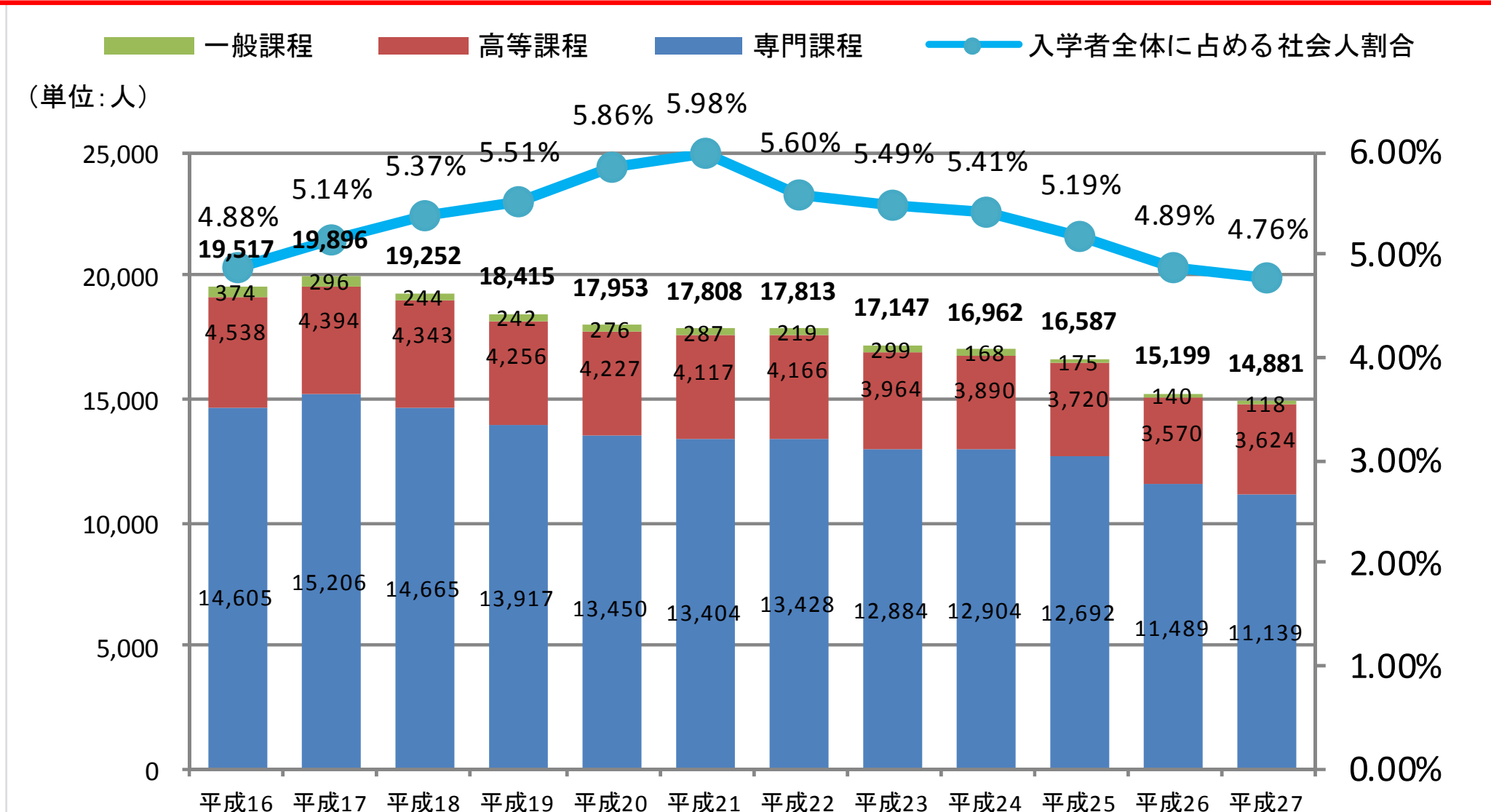
③専門職学位課程
講座数) 82講座
例)ビジネス・MOT 等

④大学等の職業実践力育成プログラム
講座数) 37講座
例)正規課程(社会科学・社会)、履修証明制度(工学・工業) 等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程
講座数) 4講座
※平成28年10月より指定

入学者のうち就業している者の推移（専修学校）

専修学校への入学者のうち就業している者の数は平成17年度をピークに減少し、平成27年度の入学者のうち就業している者は、約1万5千人。

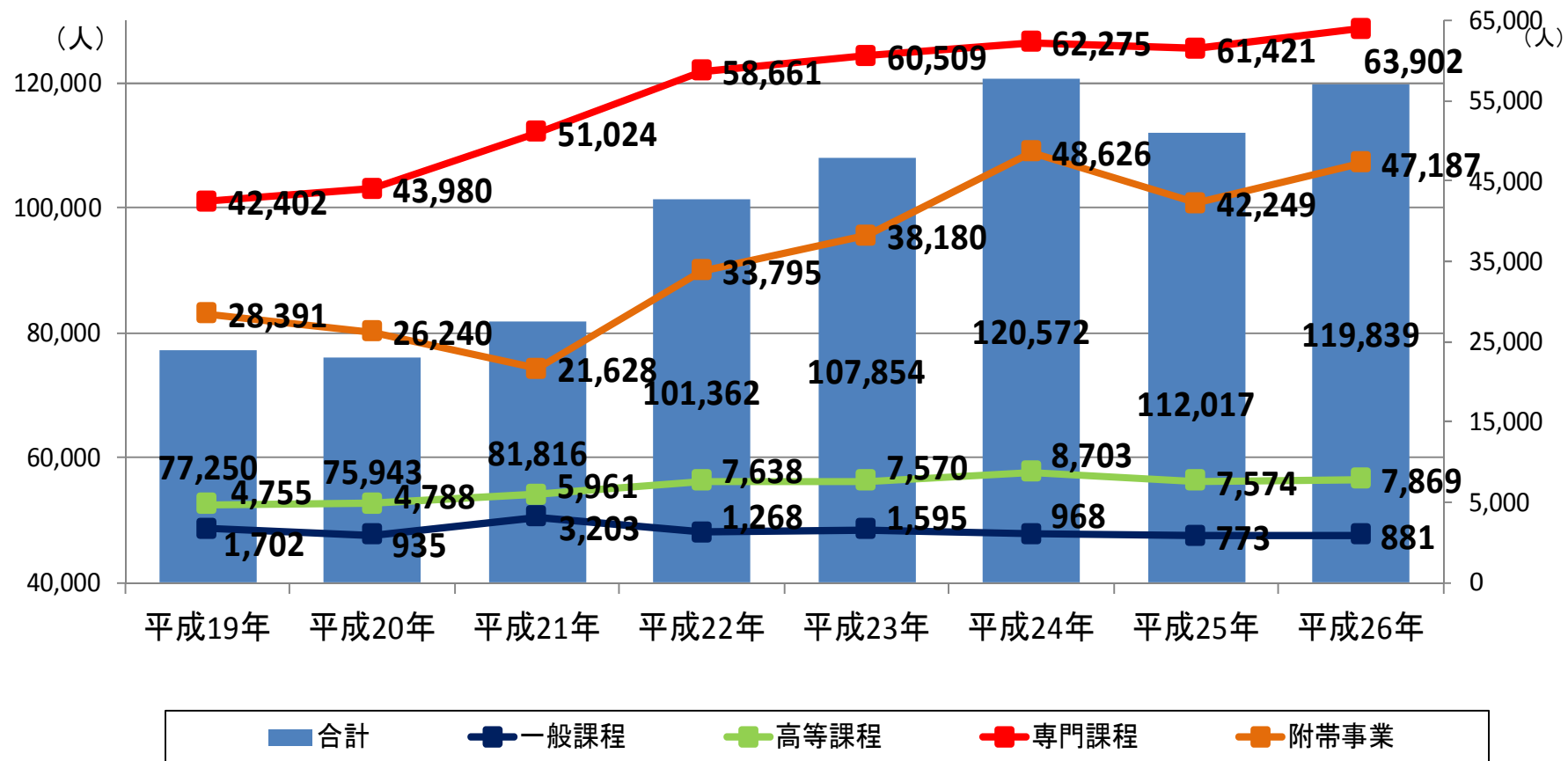


※ 出典：学校基本統計

※ 「就業している者」とは、会社、工場、商店、官公庁等の事業所に勤務し、給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就いている者をいう。自家業・自営業を営んでいる者を含み、家事手伝い、臨時的な仕事に就いている者は含まない。

社会人の在学数数の推移（私立専修学校）

社会人の在学数数は、増減があるものの、平成19年以降は増加。特に専門課程の増加が顕著。平成26年の私立専門学校における社会人の在学数数は、約6万3千人。職業訓練等の附帯事業を含めると、総数で約12万人の社会人が私立専修学校に在学している。



※ 出典：文部科学省 私立高等学校等実態調査（調査対象：私立の専修学校）

※ 「社会人」とは、当該年度の5月1日現在において、職に就いている者、すなわち給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者、又は企業等を退職した者、又は主婦をいう。

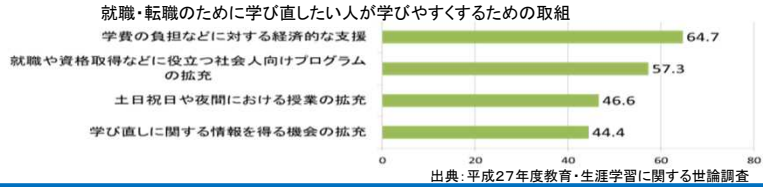
1. 社会人の学び直しの推進について

第3回働き方改革実現会議（平成28年11月16日）
 松野文部科学大臣 配布資料（抜粋）

現状・課題

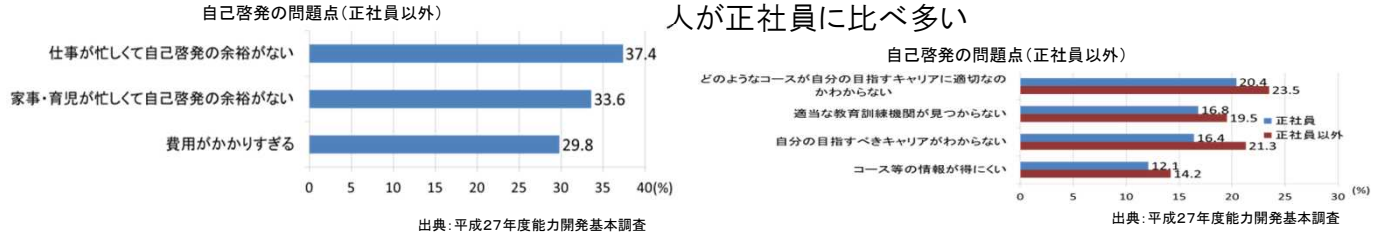
就職・転職のために学び直したい人の課題

- ① 経済的支援の充実
- ② 就職や資格取得などに役立つプログラムの拡充
- ③ 働きながら学べる教育機会の提供
- ④ 学び直し情報を得る機会の拡充 が上位



非正規雇用労働者の学び直しの課題

- ・ 仕事や家事・育児が忙しいが上位
- ・ 目指すキャリアやそのための学びがわからない人が正社員に比べ多い



女性の学び直しの課題

- ・ 家事・育児等との両立が課題
- 主婦が就職・再就職にあたって不安に思うこと 育児、介護、家庭との両立 47.8%

出典：女性とキャリアに関する調査

対応方策

ステップ1：学びにつなげる

- 女性のキャリアや学び、社会参画についての相談対応や各種の支援を男女共同参画センターで提供
- インターネットを活用した学び直し情報の提供

- 地域において学びの相談・支援を受けられる体制の整備促進
- キャリア形成の気付きを促すキャリアコンサルティングの普及・促進※

ステップ2：学び直しの強化を図る

大学・専修学校

働きながら学べる教育機会の提供

- 短期間で学べるプログラム(ショートBP(仮称))認定制度の創設
- 大学、専修学校におけるe-ラーニングの活用強化
- 大学・専修学校が近くにない地域におけるICTも活用した公民館等での出前講座開設支援

教育内容・体制の拡充

- 産業界と連携して教育課程を編成する体制の推進

経済的支援の充実

- 有給の教育訓練休暇の普及
- 雇用保険による給付活用(ショートBPの給付対象化検討)※

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設

働きながら学べるデュアル教育の提供（新たなモデルの構築）

- 長期の履修も含め柔軟な修学期間設定で学位が取得できる仕組みの活用
- 短期プログラムの積み上げによる学位取得の仕組み(学内単位バンク等)の整備

教育内容・体制の拡充

- 教育課程の開発・編成・実施における産業界との連携義務化
- 長期間の企業内実習の実施や実務家教員の配置の義務化

経済的支援の充実

- 企業内実習における有償の取組を推進
- 雇用保険による給付活用(新たな高等教育機関の課程の給付対象化検討)※

奨学金制度等の充実

- 無利子奨学金の充実、所得連動返還型奨学金制度の導入、授業料減免の充実

しっ
つ
か
り
の
成
長
産
業
で
働
け
る
よ
う

ステップ3：学びを活かす、仕事につなげる

- 大学等における社会人学生の就職支援体制強化(ハローワーク連携強化、ジョブカードの積極活用)
- 企業内や業界内で職業能力が適切に評価される仕組みの整備※

転職・再就職へ！